

UDC 622.013

M 1001

JIS

鉱量計算基準

JIS M 1001-1994

(1999 確認)

(2005 確認)

平成 6 年 7 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

資源エネルギー部会 鉱量計算基準専門委員会 構成表（昭和53年4月1日改正のとき）

	氏名	所属
(委員会長)	武内 寿久禰	東京大学工学部
	山本 幸助	資源エネルギー庁原子力産業課
	福原 元一	資源エネルギー庁長官官房鉱業課
	鳴田 勝弘	通商産業省立地公害局鉱山課
	山田 敬一	工業技術院地質調査所鉱床部
	帆足 万里	工業技術院標準部
	長井 俊秀	日本鉱業協会技術部
	浅見 博史	動力炉・核燃料開発事業団資源部
	三村 保二	全国クリー工業組合
	塚原 登	住友金属鉱山株式会社鉱山資源本部鉱山部
	中東 策	同和鉱業株式会社探査部
	周藤 和雄	日本鉱業株式会社資源事業本部
	堀田 敦史	三井金属鉱業株式会社エネルギー資源調査部
	佐藤 憲隆	三菱金属株式会社資源事業部
	森田 宏	日鉄鉱業株式会社
	東郷 文雄	海外ウラン資源開発株式会社技術部
	横田 昭男	海外鉱物資源開発株式会社事業部
(事務局)	黒河 亀千代	工業技術院標準部材料規格課
	土屋 隆	工業技術院標準部材料規格課

(事務局) 中林 賢司 工業技術院標準部材料規格課（平成6年7月1日改正のとき）
 小嶋 誠 工業技術院標準部材料規格課（平成6年7月1日改正のとき）

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和 25.5.19 改正：平成 6.7.1

官報公示：平成 6.7.12

原案作成協力者：日本鉱業協会

審議部会：日本工業標準調査会 資源エネルギー部会（部会長 福原 元一）

審議専門委員会：鉱量計算基準専門委員会（委員会長 武内 寿久禰）（昭和53年4月1日改正のとき）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部材料規格課（〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

鉱量計算基準

M 1001-1994

Rules for estimation of ore reserves

1. 適用範囲 この規格は、石炭、石油、天然ガス及び石灰石以外の鉱床の鉱量計算について規定する。

備考 この規格の引用規格を、次に示す。

JIS M 1003 石灰石鉱量計算基準

JIS M 8100 粉塊混合物—サンプリング方法通則

JIS M 8101 非鉄金属鉱石のサンプリング、試料調製及び水分決定方法

2. 用語の定義 この規格で用いる主な用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 鉱量 鉱量は、埋蔵鉱量及び可採粗鉱量で表し、その定義は次のとおりとする。

(a) 埋蔵鉱量 地かく中に現存する鉱床の質量をいう。

(b) 可採粗鉱量 現存する鉱床の採鉱によって出鉱すべき粗鉱の質量をいう。すなわち、埋蔵鉱量のうち採鉱し得る量に混入すべき ずり⁽¹⁾の量を加えた出鉱予定量である。

注⁽¹⁾ ずりとは、採鉱のさい鉱石に伴って混入される無価値な岩石（表1の品位以下の粘土状のものも含む。）をいう。

(2) 埋蔵鉱量及び可採粗鉱量 埋蔵鉱量及び可採粗鉱量は、それぞれこれを確定、推定及び予想の3種に分け、それぞれの定義は、次のとおりとする。

(a) 確定鉱量 “適当な鉱画”によって容積及び品位が確認された鉱量をいい、鉱床の性質又は開発の状況によって、連続性が確実に認められる部分も、場合によって加えることができる。

(b) 推定鉱量 “適当な鉱画”によって確定されてはいないが、探鉱の結果及び鉱床の性質によって、容積及び品位が推定される部分の鉱量をいう。

(c) 予想鉱量 確定鉱量及び推定鉱量としては計上できないが、地質鉱床的に容積及び品位が予想される部分の鉱量をいう。

(3) ウラン鉱床 ウラン鉱床は、2.(2)の規定によるもののほか、可能鉱量の区分を設けることができる。可能鉱量の定義は、次のとおりとする。

(a) 可能鉱量 予想鉱量としては計上できないが、地質条件などから鉱床の存在する可能性のある部分の鉱量をいう。

備考 (2)(a) 及び (b) の“適当な鉱画”とは、例えば、鉱脈・キースラーガー・塊状鉱床の場合は、原則として次の部分をいう。

(1) 鉱脈の場合には3側面以上で囲まれた部分。ここでいう3側面とは、通常上下二つのひ押坑道及びこれを連絡する一つの坑井に現れた鉱床の断面又は一つのひ押坑道とこの坑道からの二つの掘上り（下り）で囲まれた鉱床の断面をいい、坑道の間隔は鉛直に30 m以内、坑井又は掘上り（下り）の間隔は、原則として60 m以内とする。ただし、45度以下の緩傾斜の鉱床の場合には、坑道の間隔は傾斜に沿い原則として30 m以内とする。

なお、3側面で囲まれた鉱画の中でも特に周囲の状況が著しく変化するときは、これを“適当な鉱画”とみなさない。